

長崎県こども場所推進事業費補助金（立上げ支援）実施要綱

（趣旨）

第1条 長崎県こども場所推進事業費補助金（立上げ支援）（以下「補助金」という。）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、こども政策局関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（目的・意義）

第2条 長崎県では、こどもたちが安全・安心な環境で健やかに成長しその能力と可能性を高めることを目的に、「安心できるこども場所が身近にありこどもが笑顔で過ごしている長崎県」の実現を目指している。

本事業は、こどもたち自らが歩いていける地域に、こどもたちの育ちを支え、安心できる場所として広げていくことを目的に、居場所づくりを実施する地域団体等に対し、予算の範囲内で補助することとする。

（補助対象者）

第3条 本事業の補助対象者は、長崎県内に居住・所在する個人、団体、企業等であって、長崎県が実施している「ながさきこども場所アクション」に登録し、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）新たにこども場所を立ち上げる（既にこども場所に係る事業を実施している者が事業拡大を行う場合を含む。）者
- （2）補助金の申請時点において、こども場所の立ち上げ後1年を経過していない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号を満たす事業とする。

- （1）以下のいずれかの事業を実施すること。ただし、開設後もしくは事業拡大1年以内のものに限る。
 - ア 学習の場を提供するもの
 - イ 食を通じた交流の場を提供するもの
 - ウ 遊びの場を提供するもの
 - エ その他こどもの居場所として特に知事が認めるもの
- （2）交付決定日から当該年度の3月31日までに事業完了するもの。
- （3）責任者（常駐）と、責任者とは別に安全確保できるスタッフを1名以上必要数置くこととし、うち半数以上の者が満18歳以上であること。
- （4）活動期間・頻度は以下のいずれかに該当すること。

①おおむね月1回以上、かつ1日あたり1時間以上実施し、1年以上こどもの居場所を継続して実施する見込みがあること。

②おおむね年間12回以上、かつ1日あたり1時間以上実施し、1年以上こどもの居場所を継続して実施する見込みがあること。

(5) 活動対象者は、長崎県内に居住する18歳未満のこどもとし、1回の実施につき、18歳未満のこども複数名の利用が見込まれること。

(6) 利用者から徴収する利用料は、無料又は材料費などの実費相当額であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 営利を目的とした事業

(2) 政治的活動・宗教的活動

(3) 国、県、市町、市町等の外郭団体からの助成等と重複する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

(1) 人件費・・・ボランティアや外部講師の謝金等人件費、交通費、研修費（食品衛生責任者養成講習会受講料など）

(2) 事業費・・・教材費、材料費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場借上費、備品購入費、その他事業実施に必要な経費と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 建物及び設備の改修（屋根、外壁その他建物の構造及び設備に係る大規模な工事）

(2) 団体の運営に要する経費

(3) 事業に直接使用されない経費、使途が特定できない経費

(4) 団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費

(5) 通常より著しく高額、高級と判断される経費

(6) その他、助成対象とすることが適当でないと判断する経費

(7) 他の助成金や補助金等を受領し、使途が重複している経費

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1団体あたり200,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。提出期限

は、別途定める。

- (1)事業計画書（様式第2号）
- (2)収支予算書（様式第3号）
- (3)その他県知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

（補助事業の変更）

第10条 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更
 - (2) 事業等の内容（参加人数、講座に係る内容、参加方法、期間、時間数等）の変更であって、事業計画書に照らして事業目的の達成に変わりがないもの
- 2 規則第11条第2項第1号に基づく知事への申請は、長崎県こども場所推進事業費補助金（立上げ支援）に係る変更交付申請書（様式第5号）によるものとし、補助金額に変更が生じる場合は事業計画書（様式第2号）を添付するほか、第7条第2項に規定する書類のうち内容に変更が生じたものを添付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の完了する日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告時に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助金の使途が確認できる明細一覧・領収書等の写し
- (4) 開設日数及び利用者数がわかる一覧
- (5) 仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）

（補助金の交付）

第12条 規則第14条第1項の規定による補助金額の確定通知後、当該補助事業者からの請求書（様式第9号）に基づき交付する。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。